

長崎県公立大学法人職員の住居手当の支給に関する細則

平成17年4月1日
細 則 第 3 号

改正 平成23年12月1日細則第7号

改正 平成27年3月11日細則第4号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号。以下「賃金規程」という。）の規定に基づき、職員の住居手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外職員)

第2条 賃金規程第12条第1項第1号の理事長が別に定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 長崎県その他理事長が別に定めるものから貸与された宿舍に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者（賃金規程第9条に規定する扶養親族で同規程第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

一部改正 [平成27年細則第4号]

第3条 削除

削除 [平成23年細則第7号]

第4条 削除

削除 [平成27年細則第4号]

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第5条 賃金規程第12条第1項第2号の理事長が別に定める住宅は、第2条第1号に規定する宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

(借受け住宅における権衡職員の範囲)

第6条 賃金規程第12条第1項第2号の理事長が別に定める職員は、長崎県公立大学法人職員の単身赴任手当の支給に関する細則（平成17年細則第5号）第5条に該当する職員（長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規程第5号）第25条第1項の規定により採用された職員を除く。）で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（第8条及び第9条において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）が居住するための住宅として、勤務地を異にする異動（次条から第9条までにおいて「異動」という。）の直前の住居であった住宅（法人が設置する宿舍並びに前条に規定する宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして理事長が別に定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第7条 削除

削除 [平成27年細則第4号]

第8条 削除

削除〔平成 27 年細則第 4 号〕

第 9 条 削除

削除〔平成 27 年細則第 4 号〕

(届出)

第10条 賃金規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

一部改正〔平成 27 年細則第 4 号〕

(確認及び決定)

第11条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が賃金規程第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第12条 第10条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長は、別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第13条 住居手当の支給は、職員が新たに賃金規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第10条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

一部改正〔平成 27 年細則第 4 号〕

(事後の確認)

第14条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が賃金規程第12条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(支給方法)

第15条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(補則)

第16条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日細則第7号）

この細則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日細則第4号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。